

Tsubetsu Town

津別町

公営住宅等長寿命化計画

(概要版)



令和8年3月
津別町

1章 はじめに

1. 計画策定の背景

津別町においては、公営住宅等のうち、主に昭和 40～50 年代に供給された簡易耐火構造住宅、昭和 50 年代後半から平成初期に供給された木造住宅が既に耐用年数を経過し、それらの早期の更新や、耐火構造住宅の計画的な修繕・改善による長寿命化を図るものの判別など、効率的・効果的な事業計画に基づくストックマネジメントが求められています。

本町では、平成 29 年度に「津別町住生活基本計画」の公的住宅に関連する個別計画として「津別町公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。

令和 8 年度には計画期間の満了を迎えるとともに、今後、さらなる急速な高齢化の進展、人口減少社会への転換等、本町を取り巻く住宅事情は急速な変化が見込まれます。

本町は、こうした背景を踏まえ、公営住宅等長寿命化計画を見直し策定します。

2. 計画の目的

公営住宅等長寿命化計画は、公営住宅等の将来的な需要見通しを踏まえた適切なマネジメント方針を定め、予防保全的な維持管理や改善等の計画的な実施により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げ、施設の有効活用と効率的かつ円滑な更新を実現することを目的としています。

3. 計画期間

公営住宅等長寿命化計画は、10 年間（令和 8～17 年度）を計画期間として策定します。なお、社会経済動向の変化に対応して、中間年次に見直すことも考えられます。

2章 公営住宅等の状況

1. 公営住宅等の特性

(1) 公営住宅等の供給状況

令和 7 年度末現在、津別町内には公営住宅等（公営住宅、特定公共賃貸住宅）が、27 団地、114 棟、354 戸あります。種別の内訳は、公営住宅が 17 団地、91 棟、239 戸（67.5%、戸数ベース）、特定公共賃貸住宅が 10 団地、23 棟、115 戸（32.5%、戸数ベース）となっています。

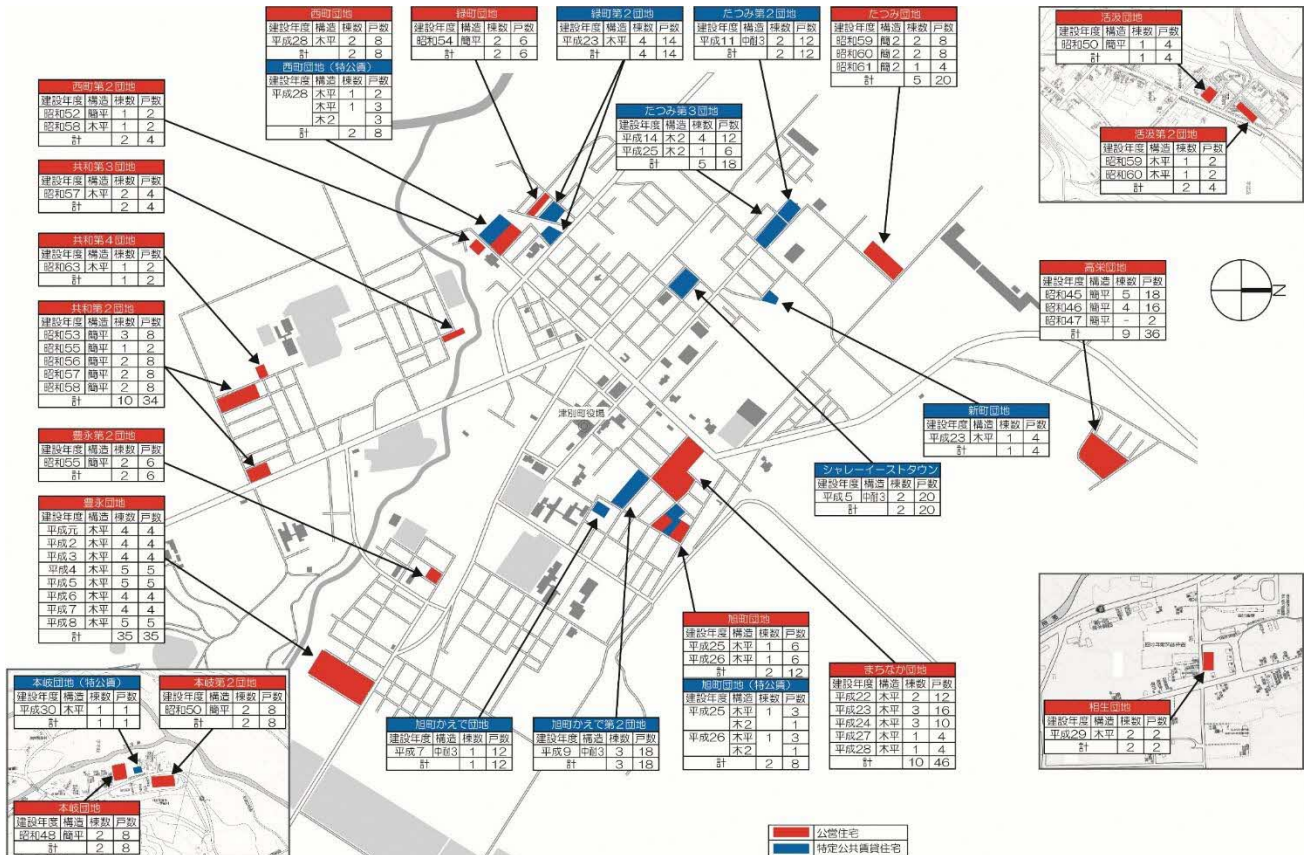
その他に、町有住宅を 57 戸管理しており、公的借家全体では 411 戸となります（公営住宅 58.2%、特定公共賃貸住宅 28.0%、町有住宅 13.9%、戸数ベース）。

			解説	戸数
公的借家	公営住宅等	公営住宅	「公営住宅法」に基づき、事業主体が整備し管理運営される住宅困窮者向け賃貸住宅。家賃は入居者の収入や住宅の規模等により決定される。	239 戸
		特定公共賃貸住宅	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設・供給する住宅。申し込みには同居家族などの条件の他に世帯所得の上限と下限がある。	115 戸
	町有住宅	「公営住宅法」によらない町の独自施策住宅	57 戸	
合計				411 戸

表 公営住宅等の管理状況

区分	団地名	構造	建設年度	棟数	戸数
公営住宅	高栄団地	簡平	S45~47	9	36
	たつみ団地	簡二	S59~61	5	20
	豊永団地	木平	H元~8	35	35
	豊永第2団地	簡平	S55	2	6
	西町第2団地	木平、簡平	S52,58	2	4
	緑町団地	簡平	S54	2	6
	共和第2団地	簡平	S53~58	10	34
	共和第3団地	木平	S57	2	4
	共和第4団地	木平	S63	1	2
	活汲団地	簡平	S50	1	4
	活汲第2団地	木平	S59~60	2	4
	本岐団地	簡平	S48	2	8
	本岐第2団地	簡平	S50	2	8
	まちなか団地	木平	H22~28	10	46
	旭町団地	木平	H25,26	2	12
	西町団地	木平	H28	2	8
相生団地	木平	H29	2	2	
公営住宅 計				91	239
特公賃	シャレーイースタウン	中耐3	H5	2	20
	旭町かえで団地	中耐3	H7	1	12
	旭町かえで第2団地	中耐3	H9	3	18
	たつみ第2団地	中耐3	H11	2	12
	たつみ第3団地	木二	H14,25	5	18
	緑町第2団地	木平	H23	4	14
	新町団地	木平	H23	1	4
	旭町団地	木平、木二	H25,26	2	8
	西町団地	木平、木二	H28	2	8
	本岐団地	木平	H30	1	1
	特公賃 計				23
合計				114	354

資料：津別町調べ（令和7年度末現在）



(2) 災害リスク

高栄団地については、土砂災害警戒区域に位置しています。浸水区域に位置する団地はありません。

(3) 構造、建設年度

公営住宅等 354 戸の構造は、木造住宅が 168 戸 (47.4%)、簡易耐火構造平屋建て住宅 (簡平) が 104 戸 (29.4%)、簡易耐火構造 2 階建て住宅 (簡二) が 20 戸 (5.6%)、耐火構造住宅 (耐火) が 62 戸 (17.5%) となっています。

建設年度は、木造住宅が昭和 57～平成 30 年度、簡平が昭和 45～58 年度、簡二が昭和 51～61 年度、耐火構造住宅が平成 5～11 年度です。

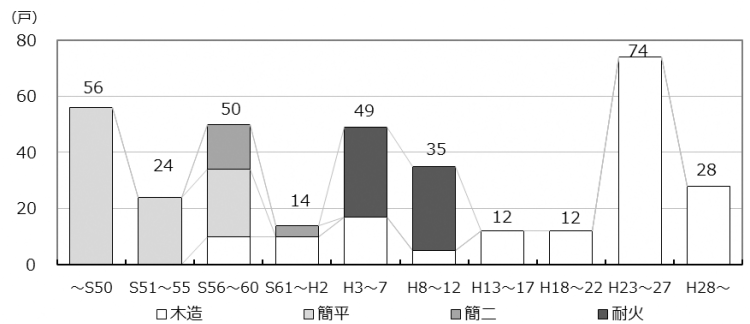


図 構造別整備戸数

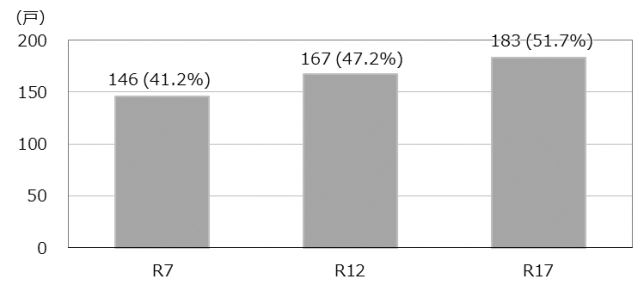


図 耐用年数経過状況

(4) 耐用年数の経過状況

令和 7 年度現在、公営住宅等 354 戸のうち、既に耐用年数を経過しているのは 146 戸 (41.2%) です。今後建替えや除却を行わないと、5 年後の令和 12 年度は 167 戸 (47.2%)、10 年後の令和 17 年度は 183 戸 (51.7%) と増加する見込みです。

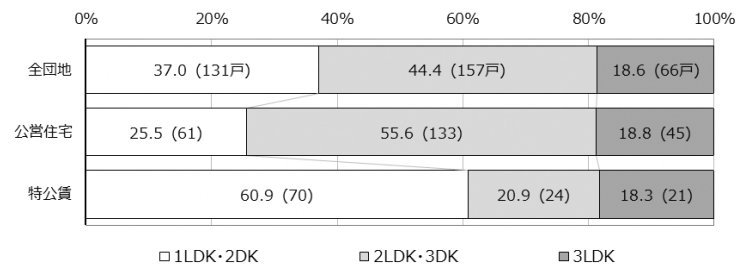


図 種別住戸タイプ別戸数の割合

(5) 住戸内外の整備状況

住戸タイプの状況をみると、2LDK・3DK が 157 戸 (44.4%) と最も多く、次いで 1LDK・2DK が 131 戸 (37.0%)、3LDK が 66 戸 (18.6%) となっています。

住戸専用面積の状況をみると、60 m²台 (60 m²以上 70 m²未満) が 107 戸 (30.2%) と最も多く、次いで 50 m²台 (50 m²以上 60 m²未満) が 103 戸 (29.1%)、70 m²以上が 78 戸 (22.0%) となっています。

浴室有・浴槽有は 68.9%、浴室有・浴槽無は 26.6%で、残り 4.5%は浴室無しとなっています。

3 箇所給湯設備の整備率は 57.3%、水洗化率は 97.7%です。

高齢化対応 (便所・浴室の手すり設置、床段差の解消) は 55.4%となっています。

物置は、高栄団地、本岐団地以外で整備済みです。

集会所は、高栄団地、西町団地に整備されています。

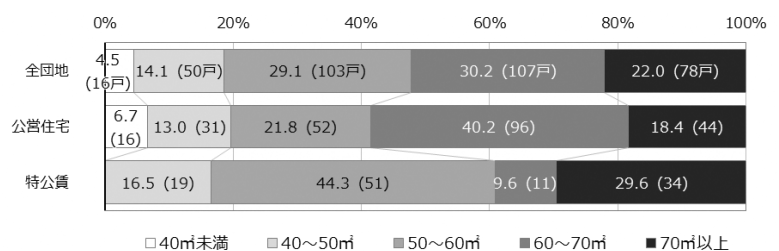


図 種別住戸規模別戸数の割合

2. 入居世帯の特性

(1) 入居率

令和7年6月現在、公営住宅等354戸のうち入居世帯は263世帯で入居率は74.3%です。また、政策空家を除くと管理戸数は305戸、入居率は86.2%となります。

種別にみると、公営住宅は81.6%、特公賃は93.9%と公営住宅の方が入居率が低くなっています。

(2) 子育て世帯、高齢世帯

入居世帯263世帯のうち、11歳未満の子どもがいる子育て世帯は26世帯で9.9%です。

入居世帯263世帯のうち、高齢世帯（65歳以上の高齢者のいる世帯）は94世帯で35.7%です。種別にみると、公営住宅は56.8%、特公賃は5.6%となっています。

(3) 世帯人員別世帯数

世帯人員別世帯数は、単身世帯が最も多く157世帯(59.7%)、次いで2人世帯が61世帯(23.2%)、3人世帯が24世帯(9.1%)となっています。

表 団地別入居率の状況

(単位：戸、世帯)

区分	団地名	a.戸数	b.政策空家戸数	c=a-b. 政策空家を除く戸数	d. 入居世帯数	e=d/a. 入居率	f=d/c. 入居率 (政策空家除く)
公営住宅	高栄団地	36	26	10	10	27.8%	100.0%
	たつみ団地	20	1	19	11	55.0%	57.9%
	豊永団地	35	0	35	30	85.7%	85.7%
	豊永第2団地	6	2	4	4	66.7%	100.0%
	西町第2団地	4	0	4	3	75.0%	75.0%
	緑町団地	6	4	2	2	33.3%	100.0%
	共和第2団地	34	0	34	22	64.7%	64.7%
	共和第3団地	4	0	4	4	100.0%	100.0%
	共和第4団地	2	0	2	2	100.0%	100.0%
	活汲団地	4	0	4	4	100.0%	100.0%
	活汲第2団地	4	0	4	3	75.0%	75.0%
	本岐団地	8	8	0	0	0.0%	—
	本岐第2団地	8	8	0	0	0.0%	—
	まちなか団地	46	0	46	42	91.3%	91.3%
	旭町団地	12	0	12	10	83.3%	83.3%
	西町団地	8	0	8	6	75.0%	75.0%
相生団地	2	0	2	2	100.0%	100.0%	
	公営住宅 計	239	49	190	155	64.9%	81.6%
特公賃	シャレーイースタウン	20	0	20	19	95.0%	95.0%
	旭町かえで団地	12	0	12	10	83.3%	83.3%
	旭町かえで第2団地	18	0	18	17	94.4%	94.4%
	たつみ第2団地	12	0	12	10	83.3%	83.3%
	たつみ第3団地	18	0	18	18	100.0%	100.0%
	緑町第2団地	14	0	14	14	100.0%	100.0%
	新町団地	4	0	4	3	75.0%	75.0%
	旭町団地	8	0	8	8	100.0%	100.0%
	西町団地	8	0	8	8	100.0%	100.0%
	本岐団地	1	0	1	1	100.0%	100.0%
		特公賃 計	115	0	115	108	93.9%
	合計	354	49	305	263	74.3%	86.2%

資料：津別町調べ（令和7年6月現在）

3章 入居者意向の特性

1. 調査の概要

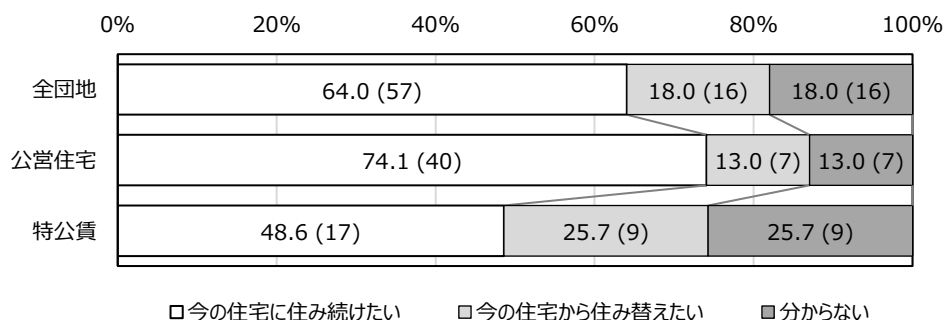
目的	町営住宅入居者向けアンケート調査は、現在住んでいる住宅の評価、改善要望を把握し、公営住宅等長寿命化計画策定の参考とすることを目的としています。
調査期間	令和7年8月1日～8月25日
配布回収方法	配布郵送・回収郵送・Web 回答
調査対象	町営住宅全入居世帯 262 世帯
回収数、回収率	回収数 91 票、回収率 34.7%

2. 回答者の属性

- ・有効回答数 91 世帯のうち、世帯人数は、「1 人 (単身)」が 54.9%、「2 人」が 30.8%、「3 人」が 11.0% となっています。住宅種別に見ると、「1 人 (単身)」の構成比は、特定公共賃貸住宅が 60.0%、公営住宅が 51.8%となっています。
- ・有効回答数 88 世帯のうち、世帯主の年齢は、多い順に「40 歳未満」が 28.4%、「75 歳以上」が 27.3% と同程度、「40 歳代」19.3%、「50 歳代」が 13.6%となっています。住宅種別にみると、構成比が最も高い項目は、公営住宅では「75 歳以上」で 43.4%、特定公共賃貸住宅では「40 歳未満」が 48.6%となっています。
- ・有効回答数 83 世帯のうち、居住年数は、「5 年未満」が 37.3%、「5～10 年未満」が 18.1%、「10～20 年未満」が 21.7%となっています。住宅種別にみると、特公賃の方が入居期間は短くなっています。

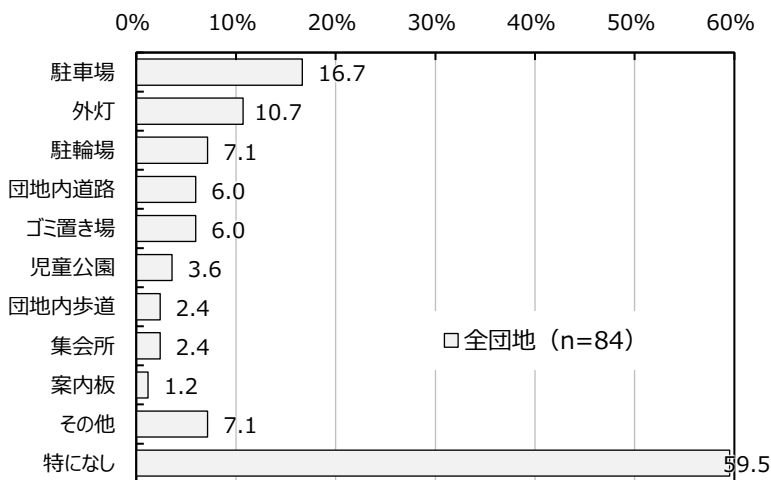
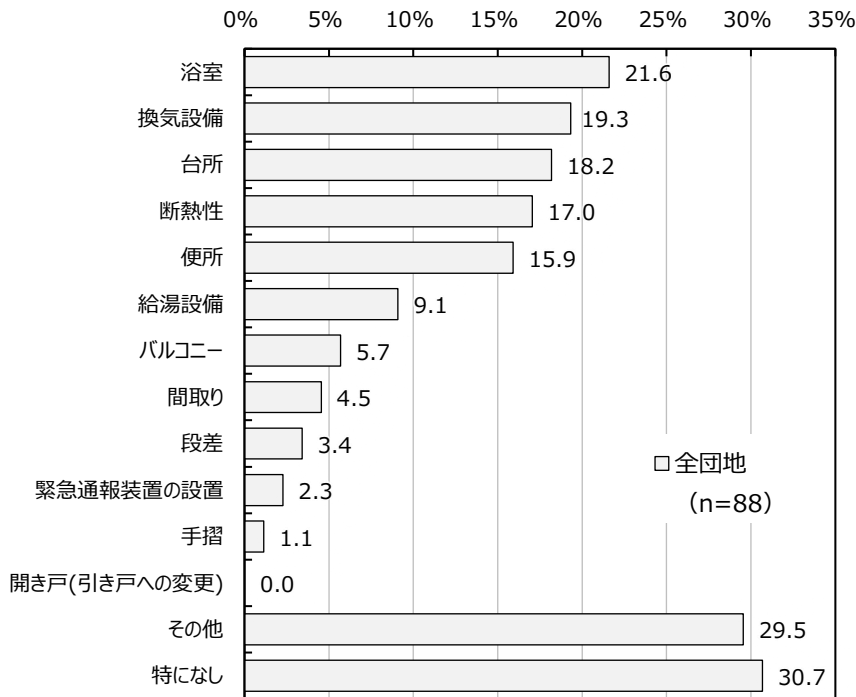
3. 住み替え意向

- ・有効回答数 89 世帯のうち、住み替え意向は、「今の住宅に住み続けたい」が 64.0%、「今の住宅から住み替えたい」と「わからない」がそれぞれ 18.0%です。
- ・住宅種別にみると、公営住宅の方が特公賃より「今の住宅に住み続けたい」の割合が多く、「今の住宅から住み替えたい」は特公賃の方が多くなっています。
- ・住み替えたい方の有効回答数 15 世帯のうち、住み替えたい先は、「別の公営住宅」が 40.0%、「持ち家」が 26.7%です。



4. 住宅や周辺環境の改善等について

- ・有効回答数 88 世帯のうち、住戸内で特に改善してほしい項目は、「浴室」が 21.6%で最も多く、以下、「換気設備」が 19.3%、「台所」が 18.2%、「断熱性」が 17.0%となっています。一方で「特になし」は 30.7%です。
- ・有効回答数 84 世帯のうち、周辺環境で特に改善してほしい項目は、「駐車場」が 16.7%で最も高く、以下、「外灯」が 10.7%、「駐輪場」が 7.1%となっています。一方で「特になし」は 59.5%です。
- ・有効回答数 81 世帯のうち、インターネットの通信環境整備については、「希望する」が 28.4%、「希望しない」が 71.6%です。



4章 長寿命化に関する基本方針

1. ストックの状況把握（定期点検及び日常点検）・修繕の実施・データ管理

（1）定期点検及び日常点検の実施

現在、公営住宅等の点検については、建築基準法に基づく法定点検のみとなっていますが、今後は法定点検外である住棟も含めて、定期点検を行います。

また、定期点検のほかに目視により容易に確認することが可能な部位については、必要に応じて日常点検を行います。

日常点検における点検項目については、「公営住宅等日常点検マニュアル（国土交通省住宅局住宅総合整備課 平成28年8月）」を参考に実施することとします。

（2）点検結果等に基づく修繕の実施

公営住宅等を長期にわたって良好に維持管理していくために、点検結果、修繕周期等を踏まえ、予防保全的な観点から、建物の内外装・設備等の計画修繕を効果的・効率的に実施します。

経年劣化に応じた適時適切な修繕を確実に実行するため、修繕周期に応じた将来見込まれる修繕工事の内容・修繕時期・費用等をあらかじめ想定することが重要です。そのため今後、30年以上の長期的な計画期間である長期修繕計画の策定を検討します。

（3）点検結果や実施した修繕内容のデータ管理

点検結果や修繕等の内容については、団地単位で整理するとともに、詳細な修繕履歴データについては、戸別にも整備・管理し、随時、履歴を確認できる仕組みを保持します。

また、これらは公営住宅等の効果的・効率的な修繕・維持管理に役立てていくとともに、次回の点検では、これらの記録を活用するサイクルを構築します。

2. 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減

公営住宅等ストックの長寿命化を図るためには、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ、予防保全的な維持管理が重要です。

予防保全の観点に基づく日常的な保守点検や計画修繕、改善事業の充実によりストックの長寿命化を図ることは、従来型の短いサイクルでの更新に比して、ライフサイクルコストの縮減にもつながるものです。

公営住宅等の維持管理にあたっては、対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図ります。

5章 長寿命化計画の対象と事業手法の選定

1. 対象

長寿命化計画に位置付ける対象の公営住宅等は、令和7年度末時点で町が管理している354戸（公営住宅239戸、特定公共賃貸住宅115戸）とします。

また、公営住宅等団地内の集会所や児童遊園等の共同施設も対象とします。

2. 団地別・住棟別の事業手法の選定

公営住宅等事業手法の選定は、公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）（国土交通省 平成 28 年 8 月）に示された「事業手法の選定フロー」に沿って、選定を行います。

図 事業手法の選定フロー

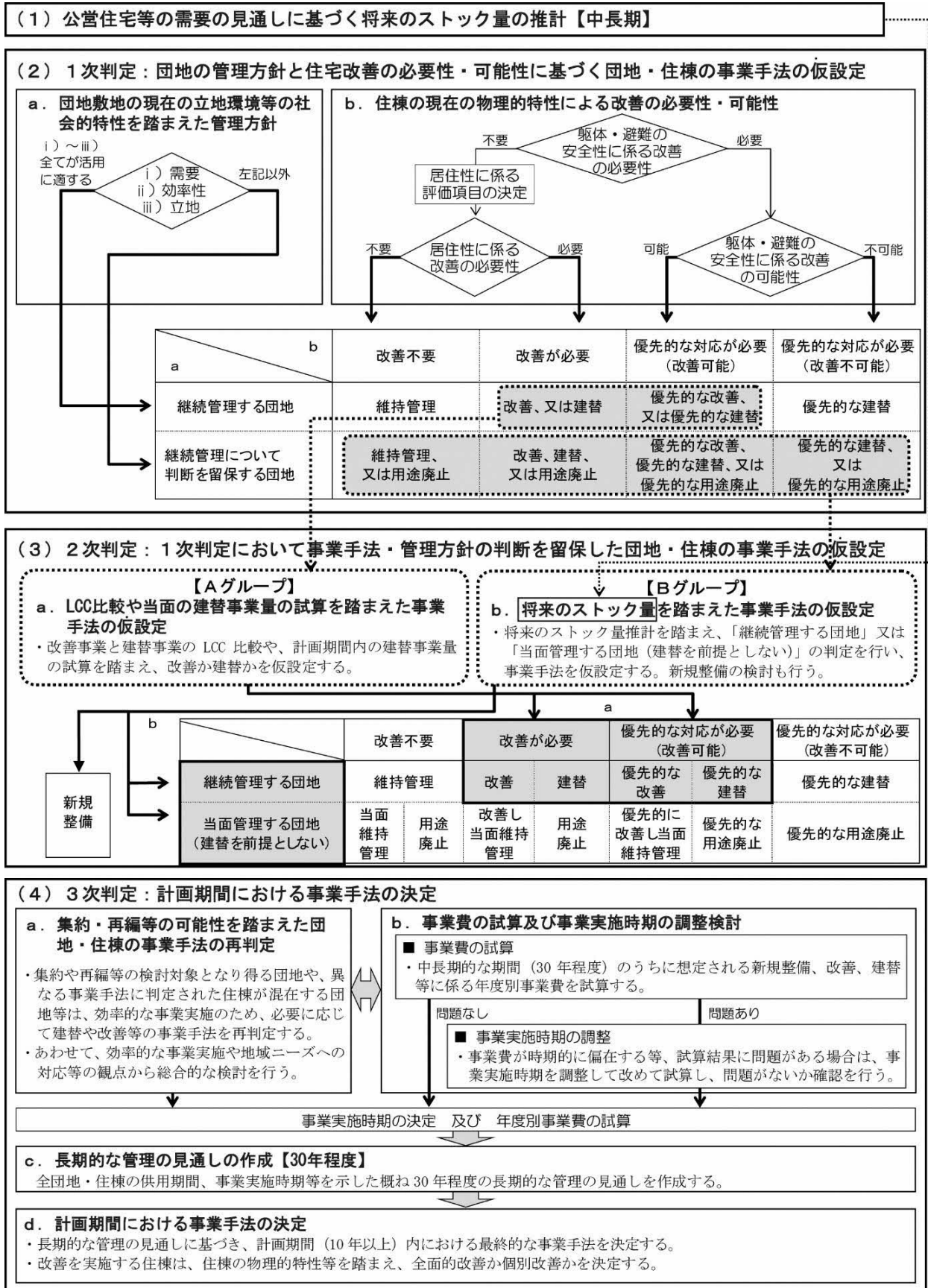


表 本計画期間内における事業手法（団地別）

種別	団地名	構造	竣工年度	管理戸数	計画期間 R8-17	R17 末
公営住宅	高栄団地	簡平	S45~47	36	用途廃止	0
	たつみ団地	簡二	S59~61	20	維持管理	20
	豊永団地	木平	H元~8	35	個別改善	35
	豊永第2団地	簡平	S55	6	維持管理	6
	西町第2団地	木平、簡平	S52,58	4	維持管理	4
	緑町団地	簡平	S54	6	維持管理	6
	共和第2団地	簡平	S53~58	34	用途廃止	22
	共和第3団地	木平	S57	4	維持管理	4
	共和第4団地	木平	S63	2	維持管理	2
	(仮) 共和団地				移転建替	4
	活汲団地	簡平	S50	4	用途廃止	0
	活汲第2団地	木平	S59~60	4	維持管理	4
	本岐団地	簡平	S48	8	用途廃止	0
	本岐第2団地	簡平	S50	8	用途廃止	0
	まちなか団地	木平	H22~28	46	個別改善	46
	旭町団地	木平	H25,26	12	個別改善	12
	西町団地	木平	H28	8	個別改善	8
	相生団地	木平	H29	2	個別改善	2
特公賃	シャレーイースタウン	中耐3	H5	20	個別改善	20
	旭町かえで団地	中耐3	H7	12	個別改善	12
	旭町かえで第2団地	中耐3	H9	18	個別改善	18
	たつみ第2団地	中耐3	H11	12	個別改善	12
	たつみ第3団地	木二	H14,25	18	個別改善	18
	緑町第2団地	木平	H23	14	個別改善	14
	新町団地	木平	H23	4	個別改善	4
	旭町団地	木平、木二	H25,26	8	個別改善	8
	西町団地	木平、木二	H28	8	個別改善	8
	本岐団地	木平	H30	1	個別改善	1
合計				354		290

6章 公営住宅等の実施方針

1. 点検事業の実施方針

(1) 定期点検の実施方針

建築基準法に基づく法定点検については、今後も引き続き法令に基づく適切な点検を実施します。
加えて法定点検以外の対象住棟についても、法定点検同様の点検を実施します。

(2) 日常点検の実施方針

定期点検のほかに目視により容易に確認することが可能な部位については、必要に応じて日常点検の実施を行います。

日常点検は、年1回程度建築基準法第12条で規定する有資格者以外の者が実施可能である簡便なものとし、点検項目については「公営住宅等日常点検マニュアル（国土交通省住宅局住宅総合整備課 平成28年8月）」を参考とします。

また、法定点検の点検項目にないものの、公営住宅等の適切な維持管理のために状況を把握することが必要な箇所について、点検を行うこととします。

日常点検の結果、不具合等があることが判明した場合は、技術者に将来調査を依頼する等の適切な対応をします。

(3) 住宅内部における点検の実施方針

住居内の設備やバルコニー劣化状況等の点検は、住宅内部に立ち入る必要があり定期点検・日常点検の実施が困難であることから、入居者が退去して空室となった際に、住戸内部・バルコニー等の点検を実施します。

(4) 点検結果のデータベース化

定期点検、法定点検、入退去時に伴う住戸内部の点検結果については、データベースに記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に役立てることとします。

2. 計画修繕の実施方針

(1) 計画修繕の内容と修繕周期

計画修繕は、経年劣化により老朽化した設備等を原状回復する工事を対象とし、従前の仕様等に比べて耐久性等の向上が図られる工事内容は個別改善事業（長寿命化型）により対応します。

計画修繕の修繕周期は次頁以降に示す「修繕周期表」を参考にすることとします。

(2) 効率的な計画修繕の実施

計画修繕の実施に当たっては、以下の点に考慮して効果的・効率的に進めます。

- ・残りの供用期間が短い建替対象住棟は、原則、計画修繕を実施せず、他の住棟を優先して実施します。
- ・計画修繕に加え、改善事業も必要な住棟については、相互の事業実施時期や関連性等を把握した上で両工事を同時に実施するなど効率的な修繕を実施します。
- ・計画修繕は、点検結果を踏まえて行うこととし、点検の結果、建物の安全性等が確保された場合は、修繕の実施時期を延期するなど柔軟に対応します。

(3) 修繕内容のデータベース化

修繕を実施した際には、修繕内容についてデータベースに記録し、将来の修繕・改善等に向けた履歴を蓄積します。

3. 改善事業の実施方針

本計画期間内で実施する改善事業については、前章の事業手法選定結果に基づき、住棟の整備水準や劣化などの状況を適切に把握し、整備水準目標に沿って順次改善を実施していきます。

個別改善（長寿命化型）では、耐久性の向上や躯体への影響の低減、修繕周期の延長、維持管理の容易性向上の観点から屋根・外壁・木部塗装等の仕様を一定の水準まで向上させ耐久性を向上させるなどの予防保全的な改善を行います。

実施内容	(居住性向上型)	・給湯設備の設置 ・台所・洗面室・浴室の水回り設備の機能向上 ・浴室のユニットバス化 等
	(福祉対応型)	・住戸・共用部の手すり設置及び段差解消 ・台所・浴室・洗面室・トイレ等の福祉対応 等
	(長寿命化型)	・屋根・外壁の耐久性向上 等
	(脱炭素社会対応型)	・外壁の断熱改修 ・最上階天井等の断熱改修 ・内窓のプラスチック化等の開口部の断熱性向上 ・省エネルギー性能の高い設備への交換（照明 LED 化・換気設備） 等
	(修繕対応)	・木部塗装の耐久性向上 等

上記に掲げた改善以外についても、「公営住宅等ストック総合改善事業」に定められた改善項目等について、劣化の状況や必要性に応じて適宜実施していきます。

4. 建替事業の実施方針

公営住宅等の建替等の際には、「北海道ユニバーサルデザイン整備指針」に準拠するユニバーサルデザイン対応の住戸とし、誰もが安心して入居できる居住環境の実現を図ります。

また、ZEH 水準（建築物エネルギー消費性能誘導基準）を満たすことを原則とします。

さらに、住棟整備に伴い、太陽光発電設備等の設置について検討を進めます。

5. 長寿命化を図るための事業実施計画

効果的・効率的な事業実施及び事業の平準化を推進するため、本計画期間における事業実施計画（事業プログラム）を設定し、建替、個別改善、用途廃止等の事業を計画的に実施します。

なお、事業プログラムについては公営住宅等の需要、財政状況、定期的な点検による改善・修繕等対応の必要性等から、概ね5年後に見直しを行います。

表 事業プログラム

地区名	事業主体名	種別 団地名 (地区名)	建設年度	構造	管理戸数 R7末	活用法		改修内容	計画期間																	R18~27 計	構想期間 計	管理戸数 構造 (R17末)	管理戸数 構造 (R27末)									
						計画期間 (R8~R17)	構想期間 (R18~R27)		8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	計 画 期 間 計	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度					24 年度	25 年度	26 年度	27 年度					
津 別 中 心 部	津 別 町	公住 高栄団地	S45~47	簡平	36	用途廃止	—	解体									(12)	(12)	(12)	(36)															(36)	—	—	
		公住 たつみ団地	S59~61	簡二	20	維持管理	用途廃止	解体																							(12)	(12)	(12)	20 簡二	8 簡二			
		公住 旭町団地	H25、26	木平	12	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)	12												12				2	2	2	2	2	2				12	12 木平	12 木平		
		特公 旭町団地	H25、26	木平、木二	8	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)		8											8				2	2	2	2						8	8 木造	8 木造		
		公住 豊永団地	H元~8	木平	35	個別改善	維持管理	内部改修等(空き状況による)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30															30	35 木平	35 木平
		公住 豊永第2団地	S55	簡平	6	個別改善	用途廃止	解体																							(6)	(6)	(6)	6 簡平	—			
		公住 西町団地	H28	木平	8	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)			8										8						2	2	2	2				8	8 木平	8木平		
		特公 西町団地	H28	木平、木二	8	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)				8									8									2	2	2	2	8	8 木造	8木造		
		公住 西町第2団地	S52、58	簡平、木平	4	維持管理	用途廃止	解体																	(4)							(4)	(4)	(4)	4 簡平・木平	—		
		公住 緑町団地	S54	簡平	6	維持管理	用途廃止	解体																								(6)	(6)	(6)	6 簡平	—		
		公住 共和第2団地	S53~58	簡平	34	用途廃止	用途廃止	解体													(12)	(12)													(12)	22 簡平	—	
		公住 共和第3団地	S57	木平	4	維持管理	用途廃止	解体																								(4)	(4)	(4)	4 木平	—		
		公住 共和第4団地	S63	木平	2	維持管理	用途廃止	解体																								(2)	(2)	(2)	2 木平	—		
		公住 まちなか団地	H22~28	木平	46	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)	12	16	10	8									46	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20	46 木平	46 木平	
		特公 新町団地	H23	木平	4	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)		4											4				2	2								4	4 木平	4 木平		
		特公 緑町第2団地	H23	木平	14	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)	7	7											14				2	2	2	2	2	2	2			14	14 木平	14 木平		
		特公 シャレーイースタウン	H5	中耐	20	個別改善	個別改善	外部改修(屋根・外壁等) 内部改修等(空き状況による)			20										20						2	2	2	2	2	2	2	12	20 中耐	20 中耐		
		特公 旭町かえで団地	H7	中耐	12	個別改善	個別改善	外部改修(屋根・外壁等) 内部改修等(空き状況による)					12								12						2	2	2	2	2			10	12 中耐	12 中耐		
		特公 旭町かえで第2団地	H9	中耐	18	個別改善	個別改善	外部改修(屋根・外壁等) 内部改修等(空き状況による)						18							18									2	2	2	2	8	18 中耐	18 中耐		
		特公 たつみ第2団地	H11	中耐	12	個別改善	個別改善	外部改修(屋根・外壁等) 内部改修等(空き状況による)									12				12										2	2	2	6	12 中耐	12 中耐		
特公 たつみ第3団地	H14、25	木二	18	個別改善	個別改善	外壁木部長寿命化改修 内部改修等(空き状況による)	18												18													18	18 木二	18 木二				
公住 共和団地	R17	木平	—	新規整備	維持管理	新築										4			4													4	4 木平	4 木平				
活 波	公住	活波団地	S50	簡平	4	用途廃止	—	解体								(4)			(4)													(4)	—	—				
		活波第2団地	S59、60	木平	4	維持管理	用途廃止	解体																							(4)	(4)	(4)	4 木平	—			
本 岐	特公	本岐団地	S48	簡平	8	用途廃止	—	解体								(8)			(8)													(8)	—	—				
		本岐第2団地	S50	簡平	8	用途廃止	—	解体																									(8)	—	—			
相 生	公住	相生団地	H29	木平	2	個別改善	維持管理	外部改修(屋根塗装等) 内部改修等(空き状況による)						2					2													2	2 木平	2 木平				
		相生第2団地	H29	木平	2	個別改善	維持管理	外部改修(屋根塗装等) 内部改修等(空き状況による)												2													2	2 木平	2 木平			
合 計					354	建替 全面的改善 個別改善 用途廃止 事業主体変更										4			4																			
									52	38	41	19	15	3	23	4	15	3	213	2	4	6	8	10	14	20	21	18	14	117	330	290	230					
									8	8									68	12	8	10	6	4					20	60	128							

354	公共賃貸住宅管理戸数	346	338	338	338	338	338	338	338	326	314	290		278	270	260	254	250	250	250	250	250	230
239	公営住宅	231	223	223	223	223	223	223	223	211	199	175		163	155	145	139	135	135	135	135	135	115
115		特公賃	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115		115	115	115	115	115	115	115	115	115
57	町有住宅管理戸数	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57		57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
411	公的借家管理戸数	403	395	395	395	395	395	395	395	383	371	347		335	327	317	311	307	307	307	307	307	287

発行

津別町建設課

〒092-0292 津別町字幸町41番地

TEL : 0152-76-2151